

介護保険料の考え方について

第10期計画の介護保険料の算定において重要な要因となる保険給付費等の試算作業を既に開始しておりますが、令和8年度の保険給付費等の実績を、可能な限り直前まで反映させる必要があるため、試算作業は令和9年1月中旬まで継続することを見込んでいます。

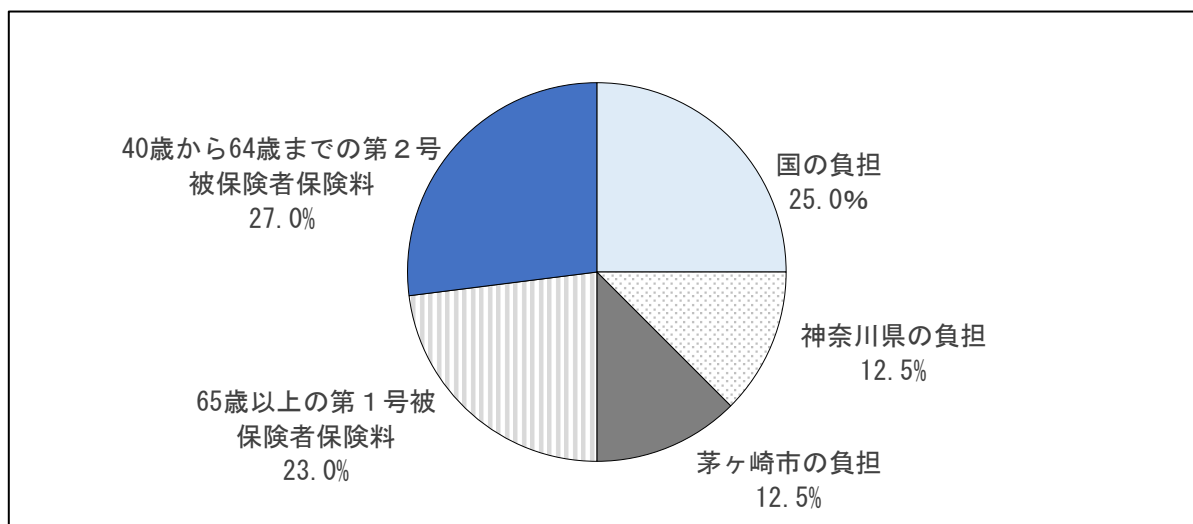
加えて、第10期計画における介護保険料の標準所得段階案を、国が示していないため、現時点で、委員のみなさまにお示しできるデータが整っていない状況です。

そのため、本日は介護保険の財源や保険料算定の流れについて、令和6年度から令和8年度を計画期間とする現計画を参考にご説明いたします。

（１）介護保険の財源

介護保険の財源は、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が市へ納める保険料及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方が加入する医療保険へ納める保険料）、公費負担（国、神奈川県、本市）が50%という割合を基本としています。この割合は、法令により定められています。

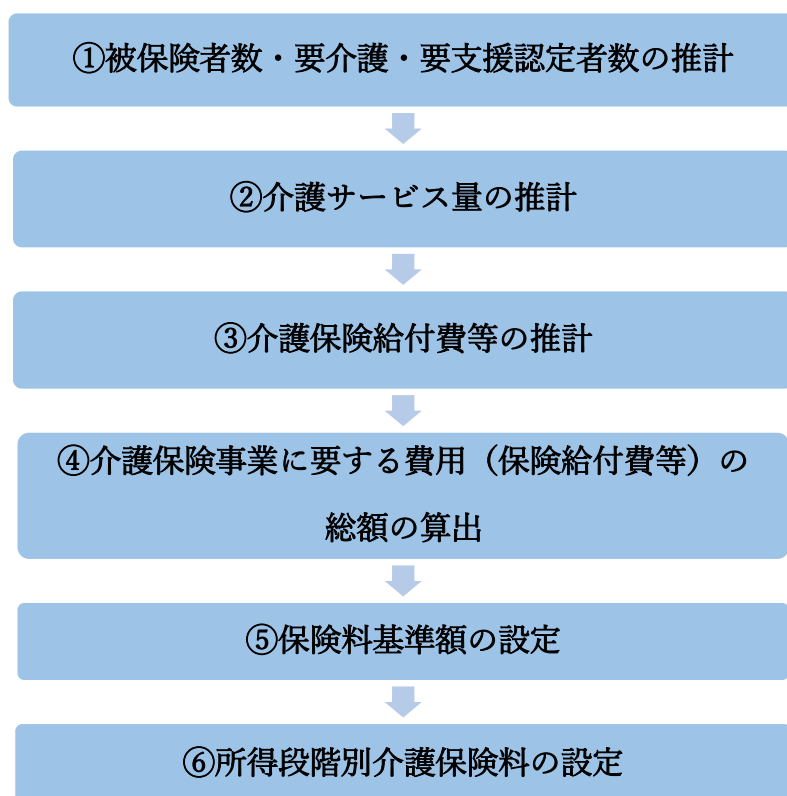
基本となる介護保険の財源内訳



(2) 介護保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料は、被保険者数や要介護・要支援認定者数の推計を行い、介護サービス量や介護保険給付費等を推計し、介護保険事業に係る費用（保険給付費等）の総額を算出します。これらの費用をまかなうのに必要な第1号被保険者の介護保険料の総額を計算し、さらに国からの調整交付金（※1）の見込額や介護保険運営基金（※2）の取り崩し額等も考慮したうえで、1人当たりの平均的な保険料（基準額）を設定します。

設定した「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう、第1号被保険者とその方の属する世帯の市町村民税の課税状況を踏まえ、「所得段階区分」により保険料を設定しています。



（※1）市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、国が全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもの。

（※2）市町村が介護保険制度の財政を安定して運営するためにお金を積み立てておくための基金。

介護保険料における所得段階については、介護保険法や介護保険法施行令に基づき、国が「標準所得段階」を設定しています。（第9期の国の標準所得段階は13段階）

本市では、さらに精緻な算定を行うため、第9期は16段階の所得段階を設定しています。

今後、11月頃に国より示される予定の標準所得段階を基準とし、国の動向や近隣市の状況を注視しながら、所得段階の検討や、第1号被保険者の負担能力に見合った保険料額の設定を行います。